

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：杉山管工設備(株)
住所：神奈川県横浜市中区海岸通1-3

2. 指名停止措置期間 自 令和8年2月20日 1ヶ月
至 令和8年3月19日

3. 事実概要

杉山管工設備(株)は、令和5年12月から令和7年9月にかけて施工した管工事において、専任を要する主任技術者として配置した者を、建設業法第26条第3項の規定に違反して、工期が重複する他現場においても、専任を要する監理技術者として配置した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、神奈川県知事より監督処分（指示）を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564